

『定能卿記 治承二年』

藤原定能（一一四八—一二〇九）の日記「定能卿記」は「心記」とも呼ばれるが、その大部分は散逸してしまい、別記・部類記の形でいくらか現存する程度である。九条家本の中からは、別の書名が付けられていたが内容調査により「定能卿記」と判明したたものを含めて、これまでに「定能卿記部類」が十巻発見されている。

今回紹介しようとするのは、やはり九条家本第二十九箱の中に「不知記」と記されていたもので、内容調査の結果、記主が定能であると判明し、この程整理公開（函架番号 九一四七五）されたものである。しかも本書は部類記ではなく、治承二年六月から十二月の日次記である点が特に注目される。ただ、これについては若干の疑問も存するのであるが、それも含めて本書の調査結果を先に報告する。

修補前の本書は紙順も連続しない十紙が袋仮縫じにされている状態であつたが、紙継ぎ目跡の痕跡から、元の姿は巻子本であつたと思われた。しかし、各紙とも中央の折り目部分を避けて文字が書かれているところから判断すると、原装は袋縫の冊子本で、ある時期にもの縫じ代部分が切断されて巻子本に改装されたもので、それが後に大破してしまい、更なる散逸を避けるため便宜的に残された十紙が仮縫じされたものと思われる。一見したところ、

本書は部類記ではなく、途中に日にちの欠けているところはあるものの、記事はほぼ連続しているようであり、日次記であると考えて良いように思われた。次には紙順を正さなければならぬのであるが、その前に記主が誰であるか、また何年の記であるかという件に関して、おおよその推測を立ててみることにした。記主については本文中に現れる「予」の行動と、その他の人物との関係から見ていくことになるが、登場する公卿の官職と、「閏六月がある」というところから、本書は治承二年（一二七八）の日記であり、「予」は藤原（九条）良通に対して「右大臣殿中将」と敬称し、藤原光能とともに藏人頭の職にある人物、すなわち藤原定能であろうことが判明した。その上で「玉葉」など他の記録の治承二年条を参照しながら、元の紙順の一紙ごとに月日判定の手掛かりを探してみると、先ず第②紙に「九月大、一日、辛酉」とあり、第⑤紙には一部破損しているものの恐らく「十月小、一日、辛卯」と書かれている箇所がある。同様に第⑥紙に「閏六月」、第⑦紙に「十一月五日」、第⑨紙に「十二月一日」の日付が見える。また第③紙に「廿一日、依遠忌不出仕」とあるのは、定能の父季行の忌日である八月廿二日を指すとみて良いであろう。この第③紙の頭部には最勝光院御八講結願の記事があるので、同じく「最勝光院御八講初」と書かれている第①紙がその前に接続する

部分であると思われる。ちなみに治承二年の最勝光院御八講始は七月八日、結願は同十二日である。残るは④⑧⑩の三紙となるが、第④紙に「十一日、院御仏名」と見えるのは十二月の記事。第⑧紙は七日条に維清と盛弘の刃傷に関する記事があることから十月。第⑩紙は中宮御産に関する記事があることから十一月の記文であると推定できる。その結果、紙順を正してみると、⑥①③②⑤⑧⑦⑩⑨④という順になり、かつ紙継ぎが連続するかを確かめてみると、配列を正した第四紙と第五紙の間を除いて各記文は繋がるものと判断された。第四紙が九月初頭の記事で終わり、第五紙頭部が九月廿六日の記事であることから、この間に恐らくさらに一紙があつたものと思われる。こうして配列を正した結果、現状の本書の冒頭は六月九日の記事であり、途中欠落はあるものの十二月十三日までの記事が存することが判明したのである。

本書は原装が冊子本であること、全体の書きぶりなどから見て、一度に書写された写本であろうと思われたのであるが、それにしては不可解な印象を受けた。というのは、本書には墨引きされた箇所や懸勾された箇所があり、それ以上に墨線で囲われた箇所が多く見受けられた（図版12頁参照）。これは自筆原本にあつては、本来書かれるべき日にちを誤って書き込んだり、あるいは後に清書する際には不要な記事などを大きく削除するような場合にこうした処理がなされることがあるので、本書が自筆原本もしくはその忠実な写本をもとに、あるがままに書写されたものであるという仮定は成り立つが、そもそも本書の墨線で囲われた箇所が削除されるべき部分であるようには思えなかつたのである。また、それとは別に、本書が「定能卿記」の治承二年記であると判明した時点で、当然の作業として、これまでに整理されている「定能卿記部類」十巻に引かれている治承二年の記文を探し出して本書の記事と比べて見た結果、予想外の事実が判明したのである。すなわち、本書の記録期間内で部類記に引かれている箇所は五十四カ日条が計上されるのであるが、問題は本書に見えない日にちの記事が部類記に見られる箇所があること。および部類記に引かれているのと同じ日付の記事でありながら部類記よりも内容が簡略である箇所がいくつか見られることである。つまり本書は元々の治承二年の日次記がそのまま書写されたものではないということである。そこで、さらに詳細に両者を比較検討してみたところ、この年は八月に伊勢公卿勅使の発遣があり、部類記にかなりの量の記文が引かれているにもかかわらず、本書には公卿勅使がらみの記事は少なく、部類記と日についが重なる場合でも、本書の記事は部類記に見えない公卿勅使以外の記文が主であることに気が付いた。すなわち本書では公卿勅使に関わる記事は意図的に省かれていると考えざるを得ないのであるが、別に部類されるような伊勢公卿勅使に関する記述が重要度が低いとみなされたとは想定し難い。また本書の十一月十五日条には、人々が多く中宮に参じてしまつてゐるため内裏の陪膳が闕如に及んだ、という記事が見えてゐるが、肝心の中宮御産に直接関係する記事は見えない。さらに本書に日付が飛んでいる箇所にどのような出来事があつたのかについて調べてみたところ、そこにあるべき行幸・諸社臨時祭などの記事が本書にはないのである。そうであるとすると、本書は單なる日次記の抄出本ではなく、ある目的のもとに抄出されたものということになろう。そういう眼で例の墨線で囲われた箇所を見ると、それは春日祭使に関する記文であつたり、山門闘諍に関する記述であるなど、別に部類されて然るべきと思われる記事である。しかもその中の二箇所に「書取了」との傍書きが見える。これも元々の本文に傍書きされていたと見ると聊か唐突な印象を受

けるのであるが、これは部類記への引用に採つたという注記と考えられるのではなかろうか。

（前欠）

九日、不出仕、□□大臣殿向按察許、

十月、参内、出御南殿、予候御前、

十五日、祇園臨時祭、宣命上卿資長卿、陪膳光能云々、使

盛定、一事以上如平野祭也、

廿一日、参殿下次仰云、所衆兼基宿所公役可仰下、本公役

基兼拌一觔了云々、次参内、只今於御殿弘廟有音樂、予依召參上、其次大威儀師事閔白申旨令奏了、此旨重可申口之由有勅定、所衆公役事今日不奏、姓分明二不覺故也、後日

可奏也、

□□日、寅刻女房男子平產遂了、午刻許参内、昨日殿下御返事□□美作内侍令奏、院仰切了、閔白申旨大略同前欵、然者早可仰下云々、

□七日、先院参、次参□、

廿八日、雨、□□衣参院、

一、丁替わりには

「」を付し、上部にその丁付を算用数字で示した。

一、編者の加えた註のうち、校訂に関する註で本文に置き換えるべき文字を含むものには「」を、それ以外の校訂註および人名註には（）で示した。

（宮崎康充）

申、其後参内、院参、

二日、参殿下、大威儀師事仰下了之由、以遠江権守親光令

（宮崎康充）

凡例
一、字体は特殊なものを除き、常用漢字を用いた。また異体文字を正字に改めたものもある。

一、本文中に適宜読点および並列点を付した。

一、本文中の墨線で囲われた箇所は、その始まりと終わりを「」で示した。

一、丁替わりには「」を付し、上部にその丁付を算用数字で示した。

一、編者の加えた註のうち、校訂に関する註で本文に置き換えるべき文字を含むものには「」を、それ以外の校訂註および人名註には（）で示した。

内、

人所望輩注申了、本非藏人業國補職事、
(藤原経宗)左大臣以下七八人被参、是伊勢初斎宮狐
(功子内親王)弁兼光奉行也、予不見其儀、

衣参内、次参院、

参内、
(九条良通)右大臣殿中將加級事也其後帰参、今日直物云々、其
光能朝臣奉行也、」

正四位下同良通、從五位上平行盛、

□□□□
僧正房覺、
□□□□
僧俗正覺智、実寛、玄縁、權少僧都藏俊、
公祐、
権律師幸範法橋兼覺、

辞□、

權僧正教縁、

□□
階カ殿、予参上、仍不参内、

□□雨、即天晴、今日法皇御幸鳥羽了、
御幸也、予不参也、

不奏、
廣瀬・竜田祭也、為御神事、仍來六日御八講
參院、
羽殿還御也、

寺御八講御幸也、予不供奉也、

依不□□不被行御斎食、今年可被行之処、

存□□白、頭權大夫為奉行問外記、申云、殿下猶初度重日
可有□□、有沙汰不被行也、今日最勝光院御八講初也、仰
早可仰下□□参院、自夜前御□□光院也、於途中相逢太政
大臣(藤原節長)師、予放牛、以為管絃師不下、頗無便欵、○下駄見之、
即彼車過□□□下、本自所有也、只今御八講了云々、公卿
濟々被参云々、

十日、有劳事、不出仕、

□□、参最勝光院、
此間院御所也只今御八講間也、公卿五六人着
座、劍(不帶) 今日有内印事云々、上卿中御門中納言、」

□□光院御八講結願也、今日予不出仕、伝聞、新制
未□□所々云々、其奥書予判所、尤驚聞者也、非予
奉行□□事、凡不得心、次第相尋之、

十四日、御盆初、御拝、日次依不宜去今年無其儀、今日內
拝今年不被始藏寮直送之云々、今日蓮花王院東門雷落、

十五日、○參內、參院、而密々御幸他所、參右府申雜事、(九条兼史)

今日勅使參着日也、明日可行之由示□ 盛俊奇恠不能左

□六日、雨下、院中聊有穢、而予家有丙穢疑、委相尋之間、(九条兼史)今日不出仕也、

廿一日、還御、依帰忌日予令宿按察方也、

廿二日、依遠忌不出仕、相當仏事也、

廿三日、參內、院參、無別事、

□八日、朝間雨降、午後天晴、今日公卿勅使參着日也、申斜參內、々侍申云、所衆友國去比初參者也、而官掌為宗子

之由有其聞、可□ 長召問之處無所陳、大略閉口欽、依取申也、即召□ 長召問之處無所陳、大略閉口欽、予重仰云、付名簿□ 友長子之由令申處、覆問寔子欽之由、寔子之由取申云々、是又被召問之時無陳申方、已為私意趣上、有奏事不實罪、返々奇恠之由、召仰官掌子為

所衆之由、鳥羽院・近衛院御時例注申、然而不奏聞、予下知之条、且尤恐思給、覆問之處、友長。寔子之由、重申上之不實之条、何様可候哉之由、同申上了、仰云、『出納奏事不實之条、所衆可除月奏、出納可下陣之由有仰□ 御

右、頃之有御拝如常、今日御「物忌也、然而依□人々不籠、泰通御劍、予取御裾、光能供御草鞋、事了退出、

廿九日、○先參院、□申三ヶ条、『右大臣中將春日祭使事、院御沙汰、奉行人誰人哉、可仰

書取了親宗朝臣、即仰了、一興福寺□ 已上兩事委不記、大略無裁許、申廣瀬□ 下文事、□取申□

斜參內、今日猶可有御拝、昨日朝間雨降、若勅使參着及今

日欽□由御不審故云々、『今日山門僧綱所司并日吉社司等參陣、是山門合戰之間訴申云々、頭權大夫於北陣相合、不委聞、』今日又初斎宮□□□等可□云々、其次中宮御產鳴絃料、無官六位両三人可任官、有小除日、上卿右兵衛督已

參□、予於小板敷招隆職宿祢、普光寺事院仰趣委示了、入夜有御拝、雖御物忌人々不參籠、通資朝臣御劍、光能供御

草鞋、予取御裾、光能供御笏、事了後、予付内侍所衆除月

出納下陣事奏事并。納下陣事今日行之由令申了、即招藏人逐長仰下了、盛俊可下内陣之由下知了、内陣頗事重也被除月奏之由可申殿下也、及深更、明日可申也、而明日已熊野精進也、仍不能參上、

可被申之由示藏人大進、只今已被行除書也、其後『可有斎宮前驅定云々、』予退出了、除日藏人□ 除日并前驅定了後可下陣之由、与奪藏人了、所□ 藏人問

云、官掌子所衆、々等不訴申、自然事達天聰、被除月奏了、
不訴申如何、盛俊有先例之由□□之仍不□□申上甚以
衆等陳云、一觴出納□□□盛俊、猶予覆問之

處、一定友長実子之由申上条、定□□類○也、返□□
恠々々、且予似四度解無、返々奇恠事也、

九月大、一日、酉辛始熊野精進、仍不出仕、

□□間□□事、

□□法皇去月廿日御參籠八幡云々、」

(二紙分欠)

(5) 廿六日、在家□□弁内侍私消息也、示云、出納盛俊下陣及
數日、於今者申事由、早可免之由被示、只今令參内可申事
由之由返答了、

□納被免事
未時許參内、件人事定能依鬱申被下陣、然者□□□向後隨

申可有沙汰之由、内々有御氣色云々、尤可然也、□□者可
被免欵之由、以藏人申美作内侍、只今御所中間、夕方□申
之由被返答、即退出、參中宮、六波羅伝聞、五節左宰相中
將実家藤原・右宰相中將実守藤原・加賀守・上野守等可獻云々、○頭
權大夫奉行也、又聞、藏人弁光雅室重方弁死去了、兩弁籠
居穢了、

廿七日、不出仕、

廿八日、在家之間、為頭權大夫奉行御祈事可奉行云々、藏
人左少弁依承初斎宮事云々、此間職事多有障故也、承由返
事了、長日御祈奉行事未時許參内、於小板敷相對左少弁、御祈事日來沙汰
次第、委可注給之由令談了、又出納盛俊事、一日令奏了、
可免之由有仰、仍其由与奪藏人時長了、又藏人時長御祈事
可奉行之由与奪了、五位職事奉行之時、六位不相加、頭奉
行之時、多六位相加故也、日入之間退出、

廿九日、不出仕、出納尚親御祈奉行事於左少弁使来云、已罷成神
事了、來月一日以後、孔雀経法事可致沙汰、即僧前事書御
教書賜尚親了、

□月小、一日、辛着白襲文先參院、次參内、帰參院、於
御所□惣社相撲卯内取事、

□□、在家之間、出納尚親來云、夜前内舍人所衆維清、院
序官□□盛弘入來尚親之宅、双六之間互刃傷、於盛弘者
帰宅□□清者猶在尚親宅、賜御教書消息向別當亭、欲申開子
細、即□□消息了、別當返事云、兩人刃傷事、早可令申事
由給、□□人之条可有御氣色、今日不可出仕之由存之間、
僮僕未見來召遣了、申刻許參内、付内侍令奏之處、兩人共
解却見任可賜檢非違使也、但序官盛弘事可申院、即參殿下

申此由了、院自昨日御幸仁和寺殿、今日已及夜陰、明日可有還御之由□聞、仍明日可奏也、『今夕宿侍内裏之近辺、

(7) 升自宰相座下文、
置阿闍梨三口事、
□□孔雀經法賞也、引裏紙在懸紙、上

明日可着初冬直衣之故也、入夜禎喜僧正返事持來、開見之處、書取了可為御祈願所解狀并阿闍梨解文被載一紙、兩條可被注

別紙之由、予所今案也、仍示遣其由了、即書二通所被進也、』

初着冬直衣事

七日辰終着直衣參內、頃之藏人告大盤具之由、即入上戸、

今日事區分仍皆書取了經奧座着繞目之上程、中務少輔季信本自在端座、藏人二人、

一人束帶、依予日藏人着大盤、即事了、院馳參、申維清・盛弘刃傷事、如內仰賜檢非違使了、流人召還事、權律師範玄還任事、盛弘・維清等解却見任可賜檢非違使事、又禎喜僧

正阿闍梨解文等、付内侍奏聞、院奏了、先是於弓場辺招大夫史隆職示合云、禎喜僧正申内證上生院為御祈願所、可被寄置阿闍梨三口之由、今日可宣下、而件阿闍梨解文、同日宣下之条如何、隆職云、間雖有先例、非普通儀、先件院為

御祈願所、可寄置阿闍梨三口由、被宣下□後可有放解文

云々、此条已叶愚案、仍於阿闍梨解文者、後日可宣下也、

且此由令申内侍了、次參殿下、免物勘文令内覽也、

依免物流人召返事、別當着陣、兼日予催申也、予向奧座、藏人指後部類、

燭燭指

六日、參院、今日熊野御精進始日也、

○○欲參内之間、自別當許有消息、被見之處、盛弘可召置□□康綱之處、盛弘申云、疵甚重、忽不能參上之由申上□、即參院申此由、疵跡可加實檢之由可仰下、即參内、院

仰趣令奏了、早如院御定可仰下、即可被實檢之由、以消息仰別當了、其後退出、

十日、參内、候小板敷、藏人牒持來、然而奉行人未加判、仍先奉行人示可加之由、返給出納了、今日殿中將〔藤原節家〕捧賀、殿上人兩三人被相具、右少將〔藤原〕隆房申次、内々被召御前、

十六日、所宣下隆□僧綱功事、可為僧綱功之由本解、依請僧綱功事宣下了、而□爾承法眼、法橋可成宣旨之由申上、仍弁兼光示其由、件事自殿下被仰下也、仍申殿下、申僧綱□之由、可為法橋功、其後退出、

○○日、密々山科御幸、予參上、

十一月五日、先參院、次參内、奏主殿允俊長辭○、付藏人

書委事見後部類、伝奏也、

七日、参内、無別事、

八日、雨下、今日不出仕、

十一日、私旬如常、□□先是史康能来云、明後日吉田祭、
弁皆申障、早自藏人方可被催之、即申事由、催左少弁了、
其後賜御教書持参殿下、其次二位(藤原隆忠)中將童御覽日可□□由令
申、賜御返事、帰参秉燭」□□

□四日、先参院、終日候御前、次依召晚頭参内、一昨日日
吉遷宮所課国々難済之間、用途及闕如、諸司功儲彼用途

云々、尤不敵々々、□進未委相尋行事弁兼光可沙汰云々、
明日可被早参之由、左少弁許示遣了、其後退出、

十五日、藏人云、今日陪膳及闕如、人々多被参中宮了故
云々、□□前被仰下、為相尋左少弁可被罷之由、遣使者了、
有所勞不□、仍明日可被參重令示了、且行事弁不参之間、

今日不能尋沙汰、明日可尋沙汰令由内侍了、被仰下事似
遲々、有恐故也、又初斎院上卿源中納言(マ)雅頼、依五軀不具穢
申上卿依穢辭由穢以後可追仰事(外記)神事、其由奏聞、過七ヶ日如本可仰下、又同行事弁親
宗有障辞申、可仰重方朝臣之由有勅定、即仰遣了、今日以
後不参院、依中宮御產穢混合也、

又内侍被参間事下知了、

廿二日、先参院、御參籠也、此間蓮花王院 次参内、御咳病事依不審也、
別事不御云々、

廿三日、在家之間、藏人送消息云、明日御馬寮進奉者輩不
幾、又寮御馬纔兩三疋也、其殘如先々可被申院欵、予返事
云、御馬乘□可被○相催、御馬事可申院、即参院、申御馬
事了、又式部丞定綱合爵事令奏(中原)此申文大外、御馬事聞食了、
即仰御厩沙汰人信盛召仰了、合爵事早可申内裏、其後参内、
奏合爵申文、隨便(近代間如此)內覽也、其後退出、

廿四日、早旦依召馳参内、仰云、御咳病後無御湯殿、而
内々(中原)一被尋日次之処、廿六日(臨時祭)以前無日次云々、此条何
樣可有哉、且示合閔白之由有仰、即参殿下申此由、御返事
云、如形御咳病後御湯殿、強不可抗日次、只当日御湯殿了
可有出御、又其次予令奏左中弁重方可為初斎院行事弁、而

去九月葬遭、女子年内行嚴重神事如何之由令申、仍問例於
□□、其例多注進、此由令奏、有先例不及沙汰云々、又合
爵申文内覽了、即歸参内、両条閔白申旨令奏了、御湯殿事
当日可有也、斎院行事弁事聞食了、有先例上、閔白被申旨
聞食了、有先例仰重方朝臣、即以御教書仰重方朝臣了、須
仰以口宣斎院上卿也、然而近代如此、

廿八日、早旦參內、殿下御返事如此、院仰忿可有御沙汰之由令奏了、女房云、五節之間、藏人所衆破新制、過差裝束輩早可尋沙汰□□有仰、即仰藏人通業庶原、所衆五節之間裝束可注進之由、仰出納了、衆參會、可注進之由令申□、其後退出、

廿九日、參內之間、□□□覆奏文大官合爵持來、依為途中不能申御返事、自是可申、早可歸之由下知了、即參內、付內侍

令奏了、早可下、且可申院、又尊勝寺弁、依神事誰人可奉行哉之由令奏、可仰經經原房朝臣也、即遣御教書了、聊有辭申旨、仰親宗朝臣了、

〔十一〕二月一日、參內、皇太后合爵文覆奏了、藏人持參所衆五節○間裝束色目、之輩破制之輩出来云々、依仰注之、開見之處、過差之輩不見、然而付内侍奏聞、仰云、有破制之輩由、慥雖聞食、」
(10)如當時注文者無過差之輩、自今以後、於破制者慥可有沙汰云々、其由下知藏人了、其後退出、今日予參中宮、

二日、無別事、

後聞、被返□大將表、使追可尋注、最勝光院御塔上棟云々、予雖參□以前退出、無無可入事故也、自去一日最勝光院御念仏也、仍當時為御所、無御幸之儀、

三日、今日無□□、不出仕、

四日、院參、北方有火、蓮花王院湯屋云々、仍蓮花王院馳參、大宮大納言隆季、中宮大夫時忠同被參、即有御幸、御興、人々騎馬、炎上不及他所、即還御、人々供奉、其後參內、去四月禊祭內舍人功事、付內侍奏聞、早可仰下之由被

列參之事仰、盛綱委□記、今日退出之間、滝口等列參、是召籠滝口申免之故也、

五日、為聞昨日□事、早旦事行重康入來、可免之由返答□、午刻許院參、次參內、召籠滝口可免之由、下知藏人了、

六日、院參許□□參內、

十日、參內、伝聞、所衆三籠與七籠相博座次、不申事由、座次相博事忽聞食、上籠三人召籠、又三籠被下陣云々、

十一日、參院、不參內、今日院御仏名、予不參、

〔十二〕二日、參院、次參內、奏諸司允辭書、申院後可仰下之□有勅定、

十三日、院參、不參內、明後日可勤仕○御劍使之由有催、光雅奉□□御教書也、領狀了、」

(後欠)